

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 26 日現在

機関番号：13201  
 研究種目：基盤研究(C)  
 研究期間：2010～2012  
 課題番号：22530078  
 研究課題名（和文） 複数の事業者が協働する金融商品の責任分担  
 研究課題名（英文） Sharing of responsibility in the financial product cooperating with some traders  
 研究代表者  
 福井 修 (FUKUI OSAMU)  
 富山大学・経済学部・教授  
 研究者番号：00512691

研究成果の概要（和文）：金融商品において複数の事業者が協働して役務提供する場合に、一事業者の行為から損害が発生したときの各当事者の損失負担について、信託をベースに検討した。類型として、投資信託のように指図者が受託者とは別にいる仕組み(ヨコ型)と受託者が事務処理を第三者に委託する仕組み(タテ型)に分け、前者については主に事業者間の損失負担割合や対外的取引についての責任の問題、後者については受託者の責任について検討した。

研究成果の概要（英文）：In the trust arrangements, I studied sharing of the financial product cooperated with some traders when trust was damaged by the action of one trader. I classified two types. One was horizontal type. In this type, the director orders the trustee for example investment trust. The other was vertical type. In this type, the trustee delegates operations of the trust to the deputy. In the horizontal type, I studied liability of trade and share of loss between traders. In the vertical type, I studied responsibility of the trustee.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
2012 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：金融法

## 1. 研究開始当初の背景

## (1) 協働する役務提供と損害の負担

金融の自由化によって、現在では多種多様の金融商品が取扱われるようになっている。そうした金融商品では、一つの事業者が自己完結的に役務提供する場合はむしろ稀であり、複数の事業者が協働して役務提供するこ

とが当初から予定されている場合が多い。

例えば、事業者 A と事業者 B が協働して役務提供する金融商品を C が購入したとする。その場合に、B の行為が原因となって損害が発生したとする。このとき、C は B に対して損害賠償できるか、さらに A に対しても損害賠償できるか。また、A と B のいずれに対す

る損害賠償も認められるとして、AとBの間での損失負担割合をどう考えるか。こうした問題は誠に基本的な問題でありながら、回答が即座に出てくるものではないのが現状である。

## (2) 損失負担の考慮要素

その理由は、いくつかの要素がからみあう問題だということがある。例えば、以下に掲げる要素がある。

第一は故意・過失の問題である。原因となったBの行為がBの故意・過失のあるものであったかということ。故意があった場合に責任が生じるのは論じるまでもないが、過失がなかった場合にもBは責任を負うべきか。Bに過失が認められた場合でも、Aの過失が認められない場合に、Aの責任を認めるべきか。

第二はCに対するAとBの関係であり、大きく二つのタイプに分けられる。一つは、協働の役務提供といっても、Cに対する役務提供の主体はAであり、Aが役務の一部についてBに委託するタイプである(以下タテ型という)。信託では代人、民法では債務の履行補助者の問題として議論されてきたところである。もう一つのタイプは、Cに対する役務提供の主体がそもそもAとBである場合である(例えば、投資信託、投資顧問付特定金銭信託。以下ヨコ型という)。

第三はAとBの関係である。まず、AとBでどのような契約がなされているかということがある。さらにAがBを支配する関係、裏返せばBがAに従属する関係があるか。BがAの子会社であれば、Bの過失はAの過失と同一視する傾向が強いであろう。

第四にCの承諾あるいは関与の問題である。前記の第一のタイプでCはAがBを使用することを知っていた場合、さらにはCがAに対してBを使用するよう指示した場合にはどのように考えるか。あるいはAB間の契約内容を開示し、Cの承諾を得ていれば、免責を受けうるか。

このような要素をほぐし、整理しつつ検討を進める必要がある。

## 2. 研究の目的

複数の者が協働することは多数の能力を活かすメリットがあるが、その反面、複数の者が関与するために法的関係が複雑になる。特に各事業者がどのような責任を負うかという点は、最も基本的な問題でありながら、必ずしも明らかになっていない場合が多い。(もちろんこうしたスキームは契約に基づいて行われている以上、個々の契約において責任関係の定めを行えばよいわけであるが、現状は明らかになっていない場合がほとんどである)

本研究では、金融商品のうち信託を使った

スキームを題材にする。そして、複数事業者が協働する信託スキームにおける責任負担のデフォルトルールはどうあるべきかを検討するものである。そして、これは以下の点で意義あるものと考えられる。

まず、従来不明確であった損失負担の問題を明確にする。金融商品購入者の立場からは、どちらの事業者に対して損害賠償請求ができて、どちらに対してできないのか。検討の結果、いずれについてもできない場合があるかもしれないが、その場合は、購入者がその金融商品が抱えるリスクとして購入時に捉えておく必要がある。

事業者の立場からはどういう場合に責任を負い、どういう場合に負わないのか。協働事業者に対する求償は可能か。それぞれのリスクを明確にした上で、その回避策(保険の付保など)を検討することができ、それにより、金融商品としての安定性が高まることになる。

## 3. 研究の方法

第一に、本テーマに該当する事例を可能な限り抽出した。金融商品の種類、購入者との契約関係、事業者間の契約関係、事業者間の支配関係、購入者の関与などの諸要素を踏まえて整理した。調査したのは、証券投資信託、カストディ業務、マスタートラスト、不動産流動化、およびファンドオブファンズであり、法的関係を分析した。

第二にカストディ業務に係る詳細分析・調査を行った。平成23年9月に海外カストディ業務についての実態把握のため、フランスおよびルクセンブルグに赴いた。ルクセンブルグでは日系信託銀行の現地法人、世界的にカストディ業務を展開しているグローバルカストディ企業、および欧州の有力証券決済機関を訪問し、業務のフロー、問題状況についてヒアリングし、意見交換を行った。

第三に理論面については、まず、民法のこれまでの履行補助者の過失論の調査・分析、特に独立性補助者についての過失の検討を行った。次に信託法については、新信託法の立法過程、特に法制審議会での議論の過程を再度検証した。さら事務の委託と複数受託者の効果の相違、手段債務と結果債務の分別の実益、有償委任と無償委任の区別の実益等について調査した。また、証券投資信託で発生した損失負担について、委託会社と受託者の間で争われた訴訟(東京地判平成21・6・29金判1324・18)について調査した。

#### 4. 研究成果

研究成果は3点ある(ただし、最後のものは7月末の紀要(富大経済論集)に掲載予定のものである)。

(1) 福井修「証券投資信託(委託者指図型)における委託会社と受託者の責任分担」銀行法務21第738号(pp. 24-29)

これは、証券投資信託の損失負担について、受託者と投資信託委託会社との間で争われた訴訟について解説したものである。この事案は証券投資信託(委託者指図型)ファンドを受益者に償還した後にファンドで行っていた証券売買が米国の裁判所で否認されたことから、否認の結果生じた損失を受託者(信託銀行)が投資信託委託会社に対して日本の裁判所で損害賠償請求したものである。判決は、投資信託においては証券売買に関する判断は専ら投資信託委託会社が行うことになっており、投資信託委託会社が否認訴訟の起こされるリスクを受託者に伝えなかったことに信義則上の情報提供義務違反を認め、受託者からの請求を認めた(ただし、三分の一は過失相殺)。この判決に対して、筆者は信義則上の情報提供義務というより、証券投資信託には明確な職務分担がなされているわけであり、直接的に職務分担に基づいて損失負担を認めるべきではないかと指摘している。

(2) 福井修「職務分担型の信託における責任」富大経済論集58巻1号(pp. 23-43)

前記のとおり、筆者は協働する場合に、事業者がヨコに並ぶ形(ヨコ型)か、タテに並ぶ形(タテ型)かで問題の所在が大きく異なると考えた。ヨコ型は受益者に対して複数の事業者が直接に面するからであり、職務分担がなされている場合が多い。この論文はヨコ型のうち職務分担のある信託について責任関係を分析するものである。

ヨコ型の基本形は受託者が複数いる場合(複数受託者型)であるが、わが国では投資信託委託会社や投資顧問会社のような受託者とは別の指図者がいて受託者に指図するタイプ(指図者型)が広く利用されてきた。また、責任についても、損失が生じた場合の受益者に対する責任、対外的取引についての責任財産、および事業者間の損失負担という三つの局面がある。そこで、この論文では、これらの三つの責任について、複数受託者型と指図者型に分けて検討した。

受益者に対する責任については、複数受託者型も指図者型も同じように考えることができるが、一点留意すべき点はいずれの型においても、職務分担の定めがなされている場合にある職務担当者の行為によって損害が生じた場合、職務担当外の者は責任を負わな

いのが原則だということである。職務分担の合意にはそうした責任分担の合意が含まれていると解されるからである。

対外的取引についての責任財産については、複数受託者型と指図者型は異なる結論にならざるを得ない。わが国の投資信託委託会社や投資顧問会社は取引の発注権も与えられており、これらの指図者は直接証券取引の発注をしているが、成立した取引については信託財産と相手方との取引であり、取引に係る債務の責任財産となっているのは受託者の信託財産・固有財産であり、指図者の固有財産が責任財産にはならない。これは信託特有の仕組みである。

事業者間の損失負担については、複数受託者型も指図者型も同じように考えることができる。職務分担がなされている場合は、当該職務から発生した損失については職務担当者が負担し、担当外の者は負担しないというのが黙示の合意だと考えられる(前記(1)の判例批評で述べたところである)。複数受託者型については信託法に手がかりとなる規定があるが、指図者型においても、職務分担の定めは責任分担の定めでもある、というのが合理的意味だと考えられる。

ヨコ型で職務分担のある信託は近年極めて多く利用されているが、代表的なスキームである証券投資信託でさえ責任関係が明確でない箇所がある。本論文の骨子は、職務分担の定めは責任分担の定めでもある、という極めてシンプルなものであるが、本論文での検討によって、実務上よりきめ細かな責任関係の定めがなされ、明確な解決が促進されることを期待している。

(3) 福井修「自己執行義務と受託者の責任」富大経済論集59巻1号(7月発行)掲載予定

この論文ではタテ型のスキームにおける責任について分析する。信託では、受託者が信託事務処理の委託を行う場合に、受任者の行為によって損害が生じたときに受託者がどのような責任を負うかが中心的な問題になる。

そもそもは受託者には自己執行義務があると解されており、受託者自身が事務処理を行わなければならない。しかし、現在では受託者が1人で行うよりも専門家を使用した方が信託財産にとってもメリットがある場合が多くなっており、信託法では信託行為に定めがなくとも委託することが相当な場合は委託できるとして、委託できる場合を広げた。このように委託できるとされた場合に、受任者の行為によって損害が生じたときに受託者が責任を負うか否かであるが、信託法は旧法と同じく受任者の選任・監督に問題があったときに限って受託者の責任を認めている。それに対して、それでは受託者の責任は狭す

ぎるという見解も出ているところである。

本論文では受託者の責任が受任者の選任・監督に限定される根拠を考察する。事務処理の委託をすれば受託者のできることは受任者の選任・監督に限定される。選任・監督に落ち度がなかった場合にも、受託者に責任を課すということは自らコントロールできないことについて責任を課されるものであり、信託の受託者が善管注意義務を尽くして事務を行えば免責されることと相いれない。信託受託者の債務は手段債務であるのに、結果責任は問われる形になってしまう。つまり、受託者の責任が受任者の選任・監督に限定されるのは、信託受託者の債務が手段債務とされていることから、必然だと考える。

そして、信託の問題を広げ、役務提供型契約について、第三者を使用することと債務者の責任の問題を整理する。

まず、債務者の従業員や関係会社などの独立性のない者を使用する場合は、債務者自身の行為と同視してよく、自己執行義務違反の問題は生じない代わりに、それらの者の過失は債務者自身の過失と同一視される。これらの者の過失によって損害が生じたなら、当然責任を負うことになる。

次に、独立性のある者を使用する場合であるが、これは二つに分かれる。

第一に、委任や信託のような手段債務の場合は、結果の達成というより、債務者が善管注意義務を尽くして債務を履行することが求められる。自己執行が求められるので、その限りでは第三者使用の問題はない。しかし、例外的に第三者の使用が認められる場合には、受託者の責任は受託者のできること、つまり受任者の選任・監督に限られる。受任者の過失によって損害が生じた時も、受託者は選任・監督に問題がなければ免責される。

第二に、請負のような結果債務の場合は、結果の達成が重要なのであって、結果が達成されれば誰が行ってもよい。自己執行は求められていない。したがって、第三者使用は広く認められ、同時に第三者の過失も債務者自身の過失と同一視される。

本論文では、受託者が事務処理を委託した場合に責任が選任・監督に限定されることを考察した上で、それをベースに役務提供型契約全体について、自己執行義務が課せられる範囲、履行補助者の過失の議論が及ぶ範囲を検討した。そして、独立性のある履行補助者を使う場合に、結果債務については履行補助者の過失の議論が妥当するが、手段債務では妥当せず、第三者の使用を認めることは債務者の責任を限定することにつながると指摘した。このような検討が契機となり、履行補助者の過失をめぐる問題や手段債務・結果債務の区分の有益性の問題がさらに検討され、議論が深められることを期待している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

○福井修「自己執行義務と受託者の責任」富大経済論集 59 巻 1 号(2013 年 7 月発行)掲載予定

○福井修「職務分担型の信託における責任」富大経済論集 58 巻 1 号(2012 年) (pp. 23-43)

○福井修「証券投資信託(委託者指図型)における委託会社と受託者の責任分担」銀行法務 2 1 第 738 号(2011 年) (pp. 24-29)

[学会発表] (計 0 件)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

福井 修 (FUKUI OSAMU)  
富山大学・経済学部・教授  
研究者番号：00512691

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし